

事例の見方

各協定で使用されたバージョンのHS番号を記載しています。
 現在のHS番号との相違は過去の実行関税率表
 (<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>)
 又はWCOのホームページに掲載されている相関表
 (<http://www.customs.go.jp/roo/search/product/index.htm>)によりご確認ください。

必要に応じて、4桁(項)又は
 6桁(号)で表しています。

産品名	ばれいしよの調製品	HS番号	第2005.20号 (HS2002)
協定名	日マレーシア協定	特惠符号 (原産地証明書の記載)	A (完全生産品)
品目別規則	第2005.10号又は第2005.20号の産品への他の類の材料からの変更 (第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第7類のばれいしよを使用していることが判明。当該第7類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではないと認められ、品目別規則を満たさない。したがって、日マレーシア協定上のマルメロ完全生産品と認めら		

論点となった規則を抜粋して記載しています。
 (全ての規則を網羅しているわけではありません。)

輸入申告の際、税関に提出された原産地証明書等に記載されていた符号です。